

証券コード 4792
平成28年6月1日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館
山田コンサルティンググループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山田 淳一郎

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月15日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月16日（木曜日）午後1時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館9階 会議室
（開催フロアが昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第27期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第27期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
ストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |
| 第8号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yamada-cg.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

目 次

	頁
事業報告	3
1. 企業集団の現況（連結ベース）	3
(1) 当事業年度の事業の状況	3
① 連結損益の状況	3
② 各セグメント別の業績の概況	3
③ 企業集団の経営方針	6
④ 設備投資の状況	7
⑤ 資金調達状況	7
⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況	7
⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況	7
⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の 事業に関する権利義務の承継の状況	7
⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約 権等の取得または処分の状況	7
(2) 財産及び損益の状況（連結ベース）	8
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	9
(4) 対処すべき課題	10
(5) 主要な事業内容	12
(6) 主要な事業所	13
(7) 使用人の状況	13
(8) 主要な借入先の状況	13
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	13
2. 会社の現況（単体）	14
(1) 株式の状況	14
(2) その他株式に関する重要な事項	14
(3) 新株予約権等の状況	15
(4) 会社役員の状況	16
(5) 会計監査人の状況	18
(6) 業務の適正を確保するための体制	19
(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	21
(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針	21
連結計算書類	22
計算書類（山田コンサルティンググループ株式会社）	31
会計監査人の会計監査報告	38
監査役会の監査報告	42
株主総会参考書類	44

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況（連結ベース）

(1) 当事業年度の事業の状況

① 連結損益の状況

当連結会計年度は、売上高9,130,178千円（前期比7.6%増）、営業利益2,134,634千円（同6.2%増）となりました。投資・ファンド事業以外の各事業においてそれぞれ順調な業績を確保することができたことから増収増益となりました。

経常利益は2,059,608千円と前期比6.7%の減益となりました。営業利益が前期比6.2%の増益であったのに対して経常利益が同6.7%の減益となった要因は、前連結会計年度では為替差益及び有価証券利息等の営業外収益の計上により営業外収支がプラス198,017千円だったのに対して、当連結会計年度では有価証券利息及び投資有価証券売却益等の営業外収益計上はあったものの、為替差損等の営業外費用計上があったことから営業外収支がマイナス75,025千円となったことによるものであります。

以下、経常利益の減益と同様の要因により、税金等調整前当期純利益は2,031,710千円と前期比6.6%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は1,302,242千円と同5.8%の減益となりました。

② 各セグメント別の業績の概況

(経営コンサルティング事業)

当連結会計年度における経営コンサルティング事業の業績は、売上高6,381,583千円（前期比7.7%増）、営業利益1,368,649千円（同9.5%増）となりました。

大型事業再生コンサルティング案件が減少したこと等により事業再生コンサルティング売上高が前期比若干減少いたしました。事業承継コンサルティング、M&Aコンサルティング及び事業成長コンサルティング売上高が順調に増加したことから、業績は全体では前期比増収増益となりました。

(資本・株式・株主に関するコンサルティング事業)

当連結会計年度における資本・株式・株主に関するコンサルティング事業の業績は、売上高1,336,731千円（前期比14.9%増）、営業利益392,257千円（同16.7%増）となりました。

ファイナンシャルアドバイザー業務、バリュエーション業務等のコンサルティング案件の受注が順調であったこと、またM&A関連業務は大型案件の売上実現はなかったものの仕掛案件を着実に売上実現することができたことから、業績は前期比増収増益となりました。

(不動産コンサルティング事業)

当連結会計年度における不動産コンサルティング事業の業績は、売上高782,680千円（前期比11.4%増）、営業利益238,832千円（同11.5%増）となりました。

当社グループ会社との連携による不動産売買仲介等の案件受注が順調であったこと、及び提携会計事務所からの顧客紹介による案件受注も順調であったことから、業績は前期比増収増益となりました。

(F P 関連事業)

当連結会計年度におけるF P 関連事業の業績は、売上高728,958千円（前期比13.5%増）、営業利益96,150千円（同30.7%増）となりました。

確定拠出年金導入企業に対するD C 関連研修の実施回数が前期比増加したこと、及び法人マーケットでのF P 関連の企業実務研修の受注及びコンテンツ販売が順調であったことから、金額としては若干ですが業績は前期比増収増益となりました。

(投資・ファンド事業)

当連結会計年度における投資・ファンド事業の業績は、売上高45,075千円（前期比76.5%減）、営業利益42,810千円（同68.3%減）となりました。

投資株式の売却はありませんでしたが、投資株式からの配当金収入があったことにより若干の営業利益を確保することができました。

また、当連結会計年度では新規投資を1件、73,500千円実行いたしました。

各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高144,849千円（経営コンサルティング事業107,991千円、資本・株式・株主に関するコンサルティング事業19,745千円、不動産コンサルティング事業5,835千円、F P 関連事業11,277千円）が含まれております。

(セグメント別対前連結会計年度比較表)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
経営コンサルティング事業	5,921,979	69.8	6,381,583	69.9	7.7
資本・株式・株主に関する コンサルティング事業	1,163,077	13.7	1,336,731	14.6	14.9
不動産コンサルティング事業	702,539	8.3	782,680	8.5	11.4
F P 関連事業	642,077	7.6	728,958	8.0	13.5
投資・ファンド事業	192,551	2.2	45,075	0.5	△76.5
消去（内部売上高）	△140,797	△1.6	△144,849	△1.5	—
合計	8,481,428	100.0	9,130,178	100.0	7.6

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比
	営業利益	構成比	営業利益	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
経営コンサルティング事業	1,249,277	62.2	1,368,649	64.1	9.5
資本・株式・株主に関する コンサルティング事業	335,877	16.7	392,257	18.4	16.7
不動産コンサルティング事業	214,190	10.6	238,832	11.2	11.5
F P 関連事業	73,522	3.7	96,150	4.5	30.7
投資・ファンド事業	135,180	6.7	42,810	2.0	△68.3
消去（内部利益）	1,669	0.1	△4,065	△0.2	—
合計	2,009,718	100.0	2,134,634	100.0	6.2

③ 企業集団の経営方針

(a) 当社グループの経営基本方針

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題であると認識しており、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

(b) 当社グループの経営方針

当社グループは、基盤事業であるコンサルティング事業の安定的な事業展開によるグループの成長を図ってまいります。

セグメント別の経営方針は次のとおりであります。

経営コンサルティング事業は「事業再生コンサルティング」中心のビジネスモデルから「事業成長コンサルティング」「事業承継コンサルティング」「M&Aコンサルティング」を加えた四本柱とするビジネスモデルへの変換を行い、あらゆる経営課題を解決できるコンサルティングファームとしての体制を早期に確立し、更なる事業拡大を行ってまいります。第27期は上記ビジネスモデルへの変換途上段階にあったことから業績確保に苦しみましたが、第28期は新しい柱それぞれが転換期になると考えており、今後の更なる企業成長を牽引していく事業になっていくものと期待しております。

また、海外コンサルティング事業への本格進出の足掛かりとして、平成28年4月15日付でシンガポール・インドネシア・マレーシア等アジア地場の市場リサーチファームであるSPIRE（以下「スパイア社」という。）を買収し子会社化したしました（発行済株式総数の80%の株式を取得）。

スパイア社はシンガポール・インドネシア・マレーシア・インド・中国・ベトナム・韓国に事務所を構え、主に日本・アメリカ・欧州・アジアの多国籍企業を顧客とし、約80名のコンサルタントが全世界に点在する約500名の外部調査員を活用しながら、顧客の新興国地域への事業展開のための市場調査を主なサービスとしております。

今後は、同社が提供する新興国地域の地場に根ざした海外市場調査の機能を活かして、多様化する海外進出ニーズ及び顧客の既存海外事業に対するコンサルティングニーズに応えるべく一層充実した体制を構築し、海外コンサルティング事業の中長期的な成長を目指してまいります。

資本・株式・株主に関するコンサルティング事業は、主としてファイナンシャルアドバイザー業務及びM&A関連業務を行っております。良好な事業環境の下、営業拠点である証券会社との連携のもと推し進めているM&A関連業務を中心に今後成長が期待できる事業であると見込んでいることから、人員増強、地方展開（西日本地域）等を積極的に行うことにより、早期での事業規模拡大を目指してまいります。

不動産コンサルティング事業は、中長期的な事業成長を図るため、新卒採用等の人材確保育成の先行投資を行い、組織基盤構築に最注力してまいります。併せて提携会計事務所数を増加させるとともに既提携会計事務所との連携を更に強化する等、営業基盤構築・強化を行い、中長期での事業規模拡大を目指してまいります。

F P 関連事業は、F P に関する資格取得講座・研修、金融機関等に対する企業実務研修、相続手続に関するサポート業務（商品名「相続あんしんサポート」）等を行っております。相続手続に関するサポート業務につきましては提携金融機関との強固な連携関係の構築及び新規提携先の獲得に注力し、中長期的な成長を目指してまいります。

投資・ファンド事業は、主に事業承継コンサルティングの一環としての事業承継ファンドの運営を行っており、今後も慎重に投資案件を発掘してまいります。

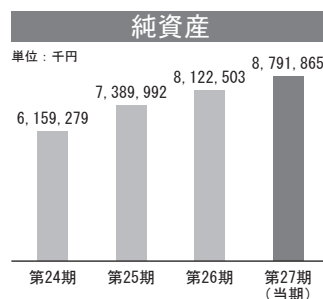
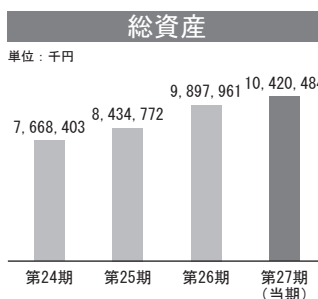
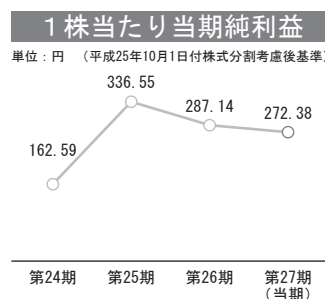
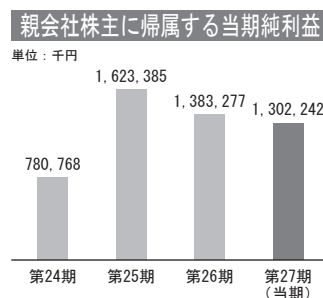
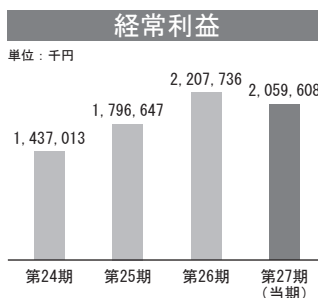
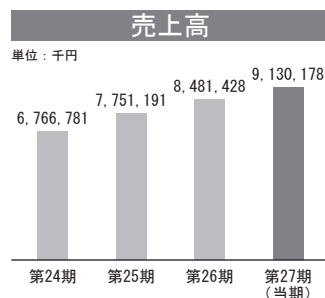
以上、第28期は、経営コンサルティング事業ではビジネスモデルの変換が形になりつつあること、資本・株式・株主に関するコンサルティング事業ではM & A 業務を中心に早期での事業規模拡大に向け積極的な人員拡充を実行していること、不動産コンサルティング事業では中長期的な成長に向け積極的に組織改革に取り組んでいること、から当社グループの次の成長段階に向けた転換期になると期待しております。

- ④ 設備投資の状況
当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は316,744千円であり、その主なものは、当社グループ各社の東京本社のフロア移転及び増床に伴う建物附属設備の増設及び備品の購入等であります。
- ⑤ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

区 分	第 24 期 (平成25年 3 月期)	第 25 期 (平成26年 3 月期)	第 26 期 (平成27年 3 月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高(千円)	6,766,781	7,751,191	8,481,428	9,130,178
経 常 利 益(千円)	1,437,013	1,796,647	2,207,736	2,059,608
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	780,768	1,623,385	1,383,277	1,302,242
1株当たり当期純利益	16,259円23銭	336円55銭	287円14銭	272円38銭
総 資 産(千円)	7,668,403	8,434,772	9,897,961	10,420,484
純 資 産(千円)	6,159,279	7,389,992	8,122,503	8,791,865

- (注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第25期の期首に行われたものと仮定して算定しております。なお、当該株式分割を考慮した第24期の1株当たり当期純利益は162円59銭であります。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
山田ビジネスコンサルティング(株)	千円 100,000	% 100 (9)	経営コンサルティング
山田FAS(株)	100,000	100	資本・株式・株主に関するコンサルティング
山田不動産コンサルティング(株)	100,000	100	不動産コンサルティング
(株)東京ファイナンシャルプランナーズ	50,000	100	F P教育研修
キャピタルソリューション(株)	20,000	100 (100)	投資事業組合等の設立・運営及び投資

組名	受入出資金	当社の出資持分比率	主要な事業内容
キャピタルソリューション壱号投資事業有限責任組合	千円 917,658	% 46 (46)	事業承継ファンド
キャピタルソリューション弐号投資事業有限責任組合	156,729	95 (95)	事業承継ファンド

- (注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の()内は間接保有割合で内数であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山田ビジネスコンサルティング(株)
特定完全子会社の住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
当社及び当社完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,697,750千円
当社の総資産額	4,556,064千円

3. 上記の他、経営コンサルティング事業子会社1社、資本・株式・株主に関するコンサルティング事業子会社1社、不動産コンサルティング事業子会社2社、F P関連事業子会社1社があります。

(4) 対処すべき課題

当社は純粋持株会社として事業子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を目指す一方、事業子会社に対する経営管理・監督機能を整備することにより、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当社グループ全体での事業別の対処すべき課題は次のとおりであります。

① 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業における戦略は、企業のあらゆる経営課題を「真」に解決するプロフェッショナル集団としての認知を勝ち取り、「総合コンサルティング会社」の地位を確立することにあります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・従来型事業再生コンサルティング依存からの脱却
「事業再生コンサルティング」中心から「事業成長コンサルティング」「事業承継コンサルティング」「M&Aコンサルティング」を加えた四本柱とするビジネスモデルへの変換
- ・「事業承継コンサルティング」「M&Aコンサルティング」の本格事業化
- ・海外コンサルティング体制の基盤確立（日系企業の中国・アジアへの進出支援、現場改善支援等）
- ・B to C ビジネスへの認知向上に向けた取組強化
- ・計画的な人材採用・育成（メンバーの成長を促す仕組みの構築）

② 資本・株式・株主に関するコンサルティング事業

資本・株式・株主に関するコンサルティング事業における戦略は、「資本・株式・株主」に関するコンサルティングのプロフェッショナル集団として業界内認知を獲得し、ファイナンシャルアドバイザー業務における独立系シェアNo. 1を目指すことにあります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・大手証券会社等の金融機関とのネットワーク強化による営業基盤の構築・強化
- ・証券会社等金融機関とのネットワークの活用による「M&A関連業務」の強力な推進
- ・「M&A関連業務」における独自ルートの開拓
- ・地方拠点展開（西日本地域）
- ・会計専門家を中心とした積極的な増員

③ 不動産コンサルティング事業

不動産コンサルティング事業における戦略は、営業拠点及び顧客からビジネスパートナーとしての認知を獲得し、業界トップの不動産コンサルティング会社を目指すことであります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・中長期的な事業成長を図るため、新卒採用を行う等積極的な人員採用・育成による組織基盤の構築
- ・提携会計事務所の新規開拓及び既提携会計事務所との連携強化による営業基盤の構築・拡充
- ・顧客との長期的リレーションシップの構築
- ・賃貸管理を中心としたストックビジネスの強化

④ F P 関連事業

F P 関連事業における戦略は、F P 業界内外における評価・認知度の更なる向上を図り、F P 教育研修業界でのシェア拡大を目指すこと、及びこれまで蓄積してきたノウハウとネットワークを活かし、F P 周辺分野での新事業を実現することです。重点戦略は次のとおりであります。

- ・証券・保険業界等既存マーケットの深掘とライフプラン研修・営業スキル研修による新規マーケットの開拓
- ・企業実務研修ニーズを的確に捉えたオーダーメイド型研修メニューの拡充、拡販
- ・相続手続に関するサポート業務（商品名「相続あんしんサポート」）の早期の事業的規模への拡大

⑤ 投資・ファンド事業

キャピタルソリューション式号ファンドは、事業承継コンサルティングの一環としての機能を果たすべく、金融機関と連携し慎重に投資実行を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、経営コンサルティング事業、資本・株式・株主に関するコンサルティング事業、不動産コンサルティング事業、F Pの資格取得講座販売及びF P関連研修を中心としたF P関連事業、事業承継ファンド等の設立運営及び投資を行う投資・ファンド事業の5事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

会社名	主たるサービス・商品	事業区分
山田ビジネスコンサルティング(株)	事業再生コンサルティング 事業成長コンサルティング 事業承継コンサルティング M&Aコンサルティング	経営コンサルティング事業
山田FAS(株)	M&A・企業再編の財務アドバイザー業務 M&A仲介プロフェッショナルサービス バリュエーション業務 オーナー経営者の資産管理コンサルティング	資本・株式・株主に関するコンサルティング事業
山田不動産コンサルティング(株)	不動産コンサルティング 不動産売買仲介 不動産賃貸仲介・管理 住宅販売仲介	不動産コンサルティング事業
(株)東京ファイナンシャルプランナーズ	F P関連の資格取得講座販売 F P実務研修 確定拠出年金（DC）研修 相続手続サポート業務（商品名「相続あんしんサポート」）	F P関連事業
キャピタルソリューション(株)	投資事業組合等（事業承継ファンド）の設立運営及び投資	投資・ファンド事業
・キャピタルソリューション番号 投資事業有限責任組合 ・キャピタルソリューション番号 投資事業有限責任組合	事業承継ファンド	

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

当社グループ全体	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
山田ビジネスコンサルティング㈱	大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 J Rセントラルタワーズ
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	九州支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号 福岡天神センタービル
	京都支店	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 四條烏丸F Tスクエア
	神戸事業所	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目3番5号 明治安田生命神戸ビル11階
山田F A S ㈱	京都事務所	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 四條烏丸F Tスクエア
	広島事務所	広島県広島市中区八丁堀14番4号 J E I広島八丁堀ビル
㈱東京ファイナンシャルプランナーズ	大阪事務所	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
経営コンサルティング事業	343 (66) 名	34 (△1) 名
資本・株式・株主に関するコンサルティング事業	50 (5) 名	12 (2) 名
不動産コンサルティング事業	20 (2) 名	4 (△1) 名
F P 関連事業	30 (6) 名	4 (1) 名
合 計	443 (79) 名	54 (1) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役6名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況
当社は使用人はおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（単体）

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,700,000株
- ② 発行済株式の総数 4,974,000株
- ③ 株主数 2,339名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー	1,611,300株	33.85%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	319,795	6.71
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	174,600	3.66
山田アンドパートナーズコンサルティング株式会社	173,600	3.64
和田 成 史	146,700	3.08
山 田 淳 一 郎	138,700	2.91
宮 崎 信 次	110,000	2.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	100,000	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	88,800	1.86
山 田 コ ン サ ル 社 員 持 株 会	79,400	1.66

- (注) 1. 当社は自己株式を214,700株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式（214,700株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 (平成28年3月31日現在)
 該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年6月3日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
 10個 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 1,000株
- ・新株予約権の払込金額
 金銭を払い込むことを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 1個当たり 411,500円 (1株当たり4,115円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
 平成29年6月9日から平成32年6月8日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。
 - (b) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	一個	一株	一名
子会社の役員及び使用人	10	1,000	1

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	山 田 淳 一 郎	㈱日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役 山田不動産コンサルティング㈱代表取締役会長 山田ビジネスコンサルティング㈱代表取締役会長 山田ファイナンシャルサービス㈱代表取締役会長 山田FAS㈱代表取締役会長 ㈱東京ファイナンシャルプランナーズ代表取締役会長
代表取締役副社長	増 田 慶 作	山田ビジネスコンサルティング㈱代表取締役社長 山田ファイナンシャルサービス㈱代表取締役社長 キャピタルソリューション㈱代表取締役社長 山田不動産コンサルティング㈱取締役
代表取締役副社長	浅 野 公 雄	山田FAS㈱代表取締役社長 山田ビジネスコンサルティング㈱取締役
取 締 役	布 施 麻 記 子	山田FAS㈱常務取締役 ㈱東京ファイナンシャルプランナーズ常務取締役
取 締 役	谷 田 和 則	経理部長兼IR担当 ㈱東京ファイナンシャルプランナーズ取締役 山田ビジネスコンサルティング㈱取締役 山田プリンシパルインベストメント㈱取締役
取 締 役	伏 見 俊 行	日本大学経済学部・日本大学大学院経済学研究科教授
常 勤 監 査 役	小 松 直 也	
監 査 役	武 内 正	武内公認会計士事務所
監 査 役	鈴 木 康 二	鈴木公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役伏見俊行氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小松直也氏、監査役武内正氏、監査役鈴木康二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役武内正氏及び監査役鈴木康二氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役伏見俊行氏、常勤監査役小松直也氏、監査役武内正氏、監査役鈴木康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	26,700千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,440 (10,440)
合 計	9	37,140

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月15日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
取締役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、平成19年6月19日開催の第18回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成元年7月8日開催の創立総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外監査役が監査役を兼務する子会社から、監査役として受けた報酬の総額は8,060千円であります。

- ④ 社外役員に関する事項
イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
ハ. 当事業年度における主な活動状況
a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 伏 見 俊 行	15回	93%	一回	—%
常勤監査役 小 松 直 也	16	100	12	100
監 査 役 武 内 正	16	100	12	100
監 査 役 鈴 木 康 二	16	100	12	100

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況
 - ・取締役伏見俊行氏は、国税庁勤務の後、現在は大学院教授という職歴での豊富な経験や見識のもと、客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・常勤監査役小松直也氏は、当社の各事業子会社の監査役も兼務し、各事業子会社の取締役会等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しております。経営実態を把握している状況のもと、取締役会及び監査役会において取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
 - ・監査役武内正氏及び監査役鈴木康二氏は、それぞれ取締役会及び監査役会において主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・コンプライアンス関連の諸規程を会社の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的または個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取り扱いを防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
 - ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
 - ・リスクの現実化に伴う危機に備え、グループ各社において危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会の毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
 - ・関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしている。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重し、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ・ 監査役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の遂行に必要なでない認められる場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時行う。
 - ・ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり、監査役監査を行う。
- ⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備
- ・ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス・リスク管理体制について

当事業年度においてはグループリスク管理・コンプライアンス委員会を2回開催し、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況を把握しております。課題事項についてはグループ全体のコンプライアンスプログラムに反映し改善を行っており、その進捗状況及び達成状況の評価を当社取締役会に報告しております。

② 取締役の職務執行及びグループ管理体制について

当事業年度においては取締役会を16回開催し、法令や定款に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社の会計報告及び経営状況報告も行い、グループ全体の業務執行の監督を行っております。

また、当社は、子会社の重要事実を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

加えて当社取締役は、各子会社の取締役会、営業戦略会議等の重要な会議に出席し、各子会社の経営実態の把握、指導をしております。

③ 内部監査について

内部監査部門は、グループ各社の情報管理体制の整備・運用状況に関する監査を重点的に実施しております。

④ 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されております。当事業年度においては監査役会を12回開催し、常勤監査役からの当社グループの状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行っております。

監査役は当社取締役会に出席し、取締役との意見交換を行うこと等により業務執行の適切性の確保に努め、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、常勤監査役は、当社の取締役会以外の重要会議、各子会社の取締役会及び営業戦略会議等の重要な会議にも出席し、当社グループ全体の実態を適時把握することにより、監査機能を発揮しております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、当社グループ全体の利益水準、財政状態及び配当性向等を総合的に勘案しながら「適正かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針とし、具体的指標としては配当性向を50%に近づけるべく努めてきております。

上記方針に基づき、当事業年度は前事業年度より現金配当性向を高めることとし、平成28年4月27日開催の取締役会において期末配当金を1株当たり60円と決定いたしました。すでに平成27年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり55円とあわせまして、年間配当金は1株当たり115円となりました（前事業年度の年間配当金は1株当たり100円）。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,664,041	流 動 負 債	1,583,059
現金及び預金	4,833,180	支払手形及び買掛金	181,783
受取手形及び売掛金	1,087,635	未払法人税等	615,032
有価証券	363,279	賞与引当金	91,761
営業投資有価証券	916,664	その他の	694,482
商品及び製品	27,064	固 定 負 債	45,558
原材料及び貯蔵品	184	繰延税金負債	16,657
繰延税金資産	188,329	その他の	28,900
その他の	249,326	負 債 合 計	1,628,618
貸倒引当金	△1,624	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	2,756,442	株 主 資 本	8,768,614
有 形 固 定 資 産	472,572	資 本 金	1,599,538
建物及び構築物	263,001	資 本 剰 余 金	1,518,533
土地	74,653	利 益 剰 余 金	6,114,060
その他の	134,917	自 己 株 式	△463,516
無 形 固 定 資 産	13,905	その他の包括利益累計額	11,052
のれん	1,229	その他有価証券評価差額金	9,007
その他の	12,675	為替換算調整勘定	2,044
投資その他の資産	2,269,964	新 株 予 約 権	3,191
投資有価証券	1,445,907	非 支 配 株 主 持 分	9,006
敷金及び保証金	525,846	純 資 産 合 計	8,791,865
繰延税金資産	24,416	負 債 純 資 産 合 計	10,420,484
その他の	292,523		
貸倒引当金	△18,728		
資 産 合 計	10,420,484		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,130,178
売上原価		979,768
売上総利益		8,150,410
販売費及び一般管理費		6,015,776
営業利益		2,134,634
営業外収益		
受取利息	59,091	
受取配当金	4,782	
投資有価証券売却益	12,219	
新株予約権戻入益	808	
その他	2,813	79,714
営業外費用		
支払利息	219	
投資事業組合運用損	13,393	
為替差損	134,277	
その他	6,849	154,740
経常利益		2,059,608
特別損失		
事務所移転費用	13,640	
固定資産除却損	1,257	
和解金	13,000	27,897
税金等調整前当期純利益		2,031,710
法人税、住民税及び事業税	766,171	
法人税等調整額	△35,537	730,633
当期純利益		1,301,077
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,165
親会社株主に帰属する当期純利益		1,302,242

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,599,538	1,518,533	5,346,914	△371,795	8,093,189
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△525,805		△525,805
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,302,242		1,302,242
自己株式の取得				△108,424	△108,424
自己株式の処分			△9,291	16,703	7,412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	767,146	△91,720	675,425
当連結会計年度末残高	1,599,538	1,518,533	6,114,060	△463,516	8,768,614

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	16,866	2,949	19,815	4,510	4,987	8,122,503
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△525,805
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,302,242
自己株式の取得						△108,424
自己株式の処分						7,412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△7,858	△904	△8,763	△1,318	4,018	△6,063
当連結会計年度変動額合計	△7,858	△904	△8,763	△1,318	4,018	669,361
当連結会計年度末残高	9,007	2,044	11,052	3,191	9,006	8,791,865

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称 (株)東京ファイナンシャルプランナーズ
山田ファイナンシャルサービス(株)
山田ビジネスコンサルティング(株)
山田不動産コンサルティング(株)
山田プリンシパルインベストメント(株)
甲南不動産(株)
山田F A S(株)
キャピタルソリューション(株)
(有)プラトン・コンサルティング
キャピタルソリューション番号投資事業有限責任組合
キャピタルソリューション式号投資事業有限責任組合
山田商务咨询(上海)有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちキャピタルソリューション番号投資事業有限責任組合、キャピタルソリューション式号投資事業有限責任組合、山田商务咨询(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 商品
(販売用不動産を除く)
- ・ 貯蔵品
(販売用不動産を除く)
- ・ 商品(販売用不動産)

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物8~50年 工具器具及び備品4~20年
 - ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ニ. 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 重要な繰延資産の処理方法
- 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- イ. 退職年金制度 当社グループの一部が加入している公認会計士厚生年金基金は、総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。また、一部の連結子会社については確定拠出制度を導入しております。
 - ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)

等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 192,624千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,974,000株	一株	一株	4,974,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月28日 取締役会	普通株式	263,164	55	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年10月26日 取締役会	普通株式	262,641	55	平成27年9月30日	平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年4月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 285,558千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 60円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月2日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成23年6月1日 取締役会決議分	平成24年4月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,800株	6,000株
新株予約権の残高	48個	60個

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 平成25年10月1日付で普通株式1株を100株にする株式分割を実施しております。
表中の目的となる株式の数は、当該株式分割調整後の数であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については自己資金で対応することを原則としております。
余剰資金については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、当社グループで運営管理している投資事業組合での投資株式及び当社グループ会社での投資株式であり、投資先企業の財政状態等により価額変動のリスクがあります。

投資有価証券は、投資目的の株式及び債券等、投資目的の投資事業組合出資、当社グループで運営管理している投資事業組合での投資株式、業務上の関係を有する企業の株式であります。時価のある投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建ての債券等については、為替の変動リスクに晒されております。市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券については、投資先企業の財政状態等により価額変動のリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資目的の債券については、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

・市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に時価、為替変動、発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスクの管理

グループ各社において資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,833,180	4,833,180	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,087,635	1,087,635	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,699,343	1,699,343	—
資産計	7,620,160	7,620,160	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額916,664千円)は、全て非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には記載しておりません。

投資有価証券のうち、非上場株式(連結貸借対照表計上額6,463千円)、投資事業組合出資(連結貸借対照表計上額103,380千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,831,990	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,087,635	—	—	—
有価証券	338,218	—	—	—
投資有価証券	—	677,499	591,413	—
合計	6,257,844	677,499	591,413	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,844円73銭

(2) 1株当たり当期純利益

272円38銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式取得による会社の買収（子会社化）

当社子会社の山田ビジネスコンサルティング株式会社は、平成28年4月15日付でSPIRE Research and Consulting Pte Ltd.の株式を取得し子会社化いたしました。

① 株式取得の目的

多様化する海外進出・既存海外事業に関するコンサルティングニーズに対応するための体制構築及び海外に関するコンサルティング機能の強化

② 株式取得の相手先

Leon Perera

被取得企業の経営者及びその他の株主

経営者：Leon Perera（CEO）

株主：Leon Perera（100%）

③ 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称：SPIRE Research and Consulting Pte Ltd.

事業の内容：市場調査及びコンサルティング

資本金の額：199,999シンガポールドル

④ 株式取得の時期

平成28年4月15日

⑤ 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数：160,000株

取得価額：7,200,000シンガポールドル

取得後の持分比率：80%

⑥ 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

(2) 自己株式の取得

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

① 自己株式取得の理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため

② 自己株式の取得の内容

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得し得る株式の総数 33,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.69%）

株式の取得価額の総額 92,000千円（上限）

取得期間 平成28年5月2日から平成28年9月23日

貸借対照表(山田コンサルティンググループ株式会社)

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	867,476	流 動 負 債	25,475
現金及び預金	489,831	未払金	7,230
有価証券	232,275	未払費用	2,675
前払費用	262	未払法人税等	11,597
未収入金	132,621	預り金	843
その他	12,484	繰延税金負債	3,129
		固 定 負 債	11,568
		繰延税金負債	11,568
固 定 資 産	3,688,587	負 債 合 計	37,044
有形固定資産	349	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	349	株 主 資 本	4,513,368
無形固定資産	2,286	資 本 金	1,599,538
ソフトウェア	2,286	資 本 剰 余 金	1,518,533
投資その他の資産	3,685,951	資 本 準 備 金	1,518,533
投資有価証券	235,877	利 益 剰 余 金	1,858,814
関係会社株式	3,322,645	利 益 準 備 金	5,600
保険積立金	127,068	その他利益剰余金	1,853,214
その他	360	繰越利益剰余金	1,853,214
		自 己 株 式	△463,516
		評価・換算差額等	2,459
		その他有価証券評価差額金	2,459
		新 株 予 約 権	3,191
資 産 合 計	4,556,064	純 資 産 合 計	4,519,019
		負 債 純 資 産 合 計	4,556,064

損益計算書(山田コンサルティンググループ株式会社)

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		972,237
売 上 総 利 益		972,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		127,989
営 業 利 益		844,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	79	
有 価 証 券 利 息	14,506	
受 取 配 当 金	66	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,786	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	356	
新 株 予 約 権 戻 入 益	808	
そ の 他	953	22,557
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	30,742	
自 己 株 式 取 得 費 用	728	31,470
経 常 利 益		835,334
税 引 前 当 期 純 利 益		835,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39,350	
法 人 税 等 調 整 額	△14,861	24,488
当 期 純 利 益		810,845

株主資本等変動計算書(山田コンサルティンググループ株式会社)

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,599,538	1,518,533	1,518,533	5,600	1,577,465	1,583,065	△371,795	4,329,340
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△525,805	△525,805		△525,805
当期純利益					810,845	810,845		810,845
自己株式の取得							△108,424	△108,424
自己株式の処分					△9,291	△9,291	16,703	7,412
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	275,749	275,749	△91,720	184,028
当 期 末 残 高	1,599,538	1,518,533	1,518,533	5,600	1,853,214	1,858,814	△463,516	4,513,368

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計		
当 期 首 残 高	300	300	4,510	4,334,151
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△525,805
当期純利益				810,845
自己株式の取得				△108,424
自己株式の処分				7,412
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,158	2,158	△1,318	839
当期変動額合計	2,158	2,158	△1,318	184,868
当 期 末 残 高	2,459	2,459	3,191	4,519,019

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 定率法
なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具器具及び備品 5年
- 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (3) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,591千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務
- ① 短期金銭債権 8,331千円
 - ② 短期金銭債務 58千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 売上高 972,237千円
 - ② 販売費及び一般管理費 31,476千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	189,200株	34,000株	8,500株	214,700株

- (注) 1. 自己株式の増加34,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。
 2. 自己株式の減少8,500株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,834千円
未払事業所税	28千円
投資事業組合運用損	843千円
関係会社株式評価損	6,124千円
繰延税金資産小計	8,829千円
評価性引当額	△6,124千円
繰延税金資産合計	2,705千円
繰延税金負債	
為替差益	△16,319千円
その他有価証券評価差額金	△1,084千円
繰延税金負債合計	△17,403千円
繰延税金負債の純額	△14,697千円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は799千円、法人税等調整額が738千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が61千円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)東京ファイナンシャルプランナーズ	50,000	FP関連事業	直接100%	4名	-	配当金の受取 (注2)	42,000	-	-
							経営指導料の受取 (注2)	12,000	-	-
							事務委託手数料の支払 (注3)	30,000	-	-
子会社	山田ビジネスコンサルティング(株)	100,000	経営コンサルティング事業	直接91% 間接9%	5名	-	配当金の受取 (注2)	444,237	-	-
							経営指導料の受取 (注2)	150,000	-	-
子会社	山田不動産コンサルティング(株)	100,000	不動産コンサルティング事業	直接100%	3名	-	配当金の受取 (注2)	85,000	-	-
							経営指導料の受取 (注2)	17,000	-	-
子会社	山田FAS(株)	100,000	資本・株式・株主に関するコンサルティング事業	直接100%	4名	-	配当金の受取 (注2)	134,000	-	-
							経営指導料の受取 (注2)	27,000	-	-
子会社	山田プリンシパルインベストメント(株)	100,000	資本・株式・株主に関するコンサルティング事業	直接100%	2名	-	配当金の受取 (注2)	60,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 経営指導料の受取額及び配当金の受取額は、関係会社管理規程に基づき、合理的に算出しております。
3. 事務委託手数料の支払は、事務作業量・関与人員の件数・物件費等に基づき、合理的に算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 948円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 169円60銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため

(2) 自己株式の取得の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 33,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.69%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 92,000千円（上限） |
| ④ 取得期間 | 平成28年5月2日から平成28年9月23日 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

山田コンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 谷 靖 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

山田コンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 野 正 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 小 松 直 也 ㊟

社 外 監 査 役 武 内 正 ㊟

社 外 監 査 役 鈴 木 康 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できるよう、現行定款第29条を変更するものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区分して選任するものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法とその省略) 第25条 (条文省略) 2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法とその省略) 第26条 (現行どおり) 2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、3名以上とする。 (選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第36条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第27回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	やま だ じゅんいちろう 山 田 淳 一 郎 (昭和22年9月12日生)	昭和56年4月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 開設 昭和58年10月 (株)エム・エー・シー(現(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー)設立 代表取締役(現任) 昭和61年7月 (株)ユーマック(現山田不動産コンサルティング(株))設立 代表取締役会長 (現任) 平成元年7月 当社設立 代表取締役社長 平成9年9月 当社代表取締役会長 平成9年11月 (株)ティー・エフ・ピーベンチャーキャピタル(現山田ビジネスコンサルティング(株))設立 代表取締役会長(現任) 平成13年3月 (株)東京エフピー保険パートナーズ(現山田ファイナンシャルサービス(株))代表取締役会長(現任) 平成14年4月 税理士法人山田&パートナーズ設立 統括代表社員 平成14年10月 (株)東京ファイナンシャルプランナーズ設立 代表取締役会長(現任) 平成19年4月 (株)TFPオーナー企業総合研究所(現山田FAS(株))設立 代表取締役会長(現任) 平成20年7月 税理士法人山田&パートナーズ代表社員・社員退任、名誉会長就任(現任) 平成21年4月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	138,700株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の 数
2	ます だ けい さく 増 田 慶 作 (昭和36年8月28日生)	<p>平成元年8月 相馬計二司法書士事務所入所 平成3年11月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成12年7月 ティーエフピー経営コンサルティング ㈱(現山田ビジネスコンサルティング ㈱) 代表取締役社長(現任) 平成14年6月 当社取締役 平成16年1月 ㈱東京エフピー保険パートナーズ(現 山田ファイナンシャルサービス㈱) 代 表取締役社長(現任) 平成19年6月 当社取締役副社長 平成20年1月 キャピタルソリューション㈱設立 代 表取締役社長(現任) 平成21年4月 当社代表取締役副社長(現任) 平成24年4月 山田不動産コンサルティング㈱取締役 (現任)</p>	40,700株
3	あさ の ただ お 浅 野 公 雄 (昭和27年12月11日生)	<p>昭和50年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 平成17年9月 山田ビジネスコンサルティング㈱入社 平成18年4月 同社取締役(現任) 平成19年4月 ㈱TFPオーナー企業総合研究所(現 山田FAS㈱) 取締役 平成19年6月 当社取締役 平成20年7月 ㈱TFPオーナー企業総合研究所(現 山田FAS㈱) 代表取締役社長(現任) 平成21年4月 当社代表取締役副社長(現任)</p>	10,100株
4	ふ せ ま き こ 布 施 麻 記 子 (昭和30年2月3日生)	<p>昭和52年4月 三菱重工業㈱入社 昭和63年5月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成元年7月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年10月 ㈱東京ファイナンシャルプランナーズ 常務取締役(現任) 平成19年4月 ㈱TFPオーナー企業総合研究所(現 山田FAS㈱) 常務取締役(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)</p>	66,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	たに だ かず のり 谷 田 和 則 (昭和44年12月1日生)	平成12年3月 山田&パートナーズ会計事務所(現税理士法人山田&パートナーズ)入所 当社出向 平成17年6月 当社入社経理部長兼I R担当 平成18年2月 山田プリンシパルインベストメント(株)取締役(現任) 平成18年4月 (株)東京ファイナンシャルプランナーズ取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役経理部長兼I R担当(現任) 平成25年11月 山田ビジネスコンサルティング(株)取締役(現任)	4,700株
6	※ にし ぐち やす お 夫 西 口 泰 夫 (昭和18年10月9日生)	昭和50年3月 京都セラミック(株)(現京セラ(株))入社 平成4年6月 同社代表取締役専務 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社代表取締役会長兼CEO 平成19年7月 (株)HANDY代表取締役社長(現任) 平成25年6月 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役(現任) 平成26年6月 (株)ユーシン精機社外取締役(現任) 平成27年3月 (株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 西口泰夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 西口泰夫氏を社外取締役候補者とした理由は、京セラ株式会社の代表取締役社長などの要職を歴任される中で培った経営全般に亘る知識と経験から、当社の経営に適切な助言が得られると判断いたしました。
5. 第1号議案の定款一部変更の件が本総会にて承認され、西口泰夫氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額といたします。
6. 西口泰夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	※ こまつ なおや 小松直也 (昭和28年2月4日生)	昭和52年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 平成15年3月 (株)埼玉りそな銀行営業統括部個人人事部 部長 平成15年7月 富士火災海上保険(株)執行役員 平成17年6月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
2	※ やま さき たつ お 山崎達雄 (昭和32年8月26日生)	昭和55年4月 大蔵省(現財務省) 入省 平成20年7月 金融庁総務企画局参事官 平成24年8月 国際局長 平成26年7月 財務官 平成27年7月 財務省退官	—
3	※ なめ かた くに お 行方國雄 (昭和29年5月15日生)	昭和54年4月 第二東京弁護士会登録 平成3年4月 TMI総合法律事務所にパートナーとして参画(現任) 平成7年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成17年6月 エキサイト(株)監査役(現任) 平成19年4月 東京大学法科大学院客員教授	—

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、小松直也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。小松直也氏、山崎達雄氏及び行方國雄氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 小松直也氏、山崎達雄氏及び行方國雄氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者とした理由
 (1) 小松直也氏につきましては、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、また、当社監査役としての実績を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断いたしました。

- (2) 山崎達雄氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、国際金融情勢に関する専門的な知識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
- (3) 行方國雄氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な見地から企業法務に精通し、企業経営に関する幅広い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
6. 小松直也氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
7. 当社は、小松直也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、山崎達雄氏及び行方國雄氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
いわしなのぶあき 岩品信明 (昭和47年2月11日生)	平成12年10月 第二東京弁護士会登録 平成18年6月 TMI総合法律事務所入所 平成19年7月 東京国税局調査第一部国際調査課(任期付公務員) 平成21年7月 TMI総合法律事務所復帰 平成22年12月 税理士登録 平成25年1月 TMI総合法律事務所パートナー(現任)	-

- (注) 1. 岩品信明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩品信明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 岩品信明氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び税理士としての専門的見地から企業法務及び財務に関する幅広い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 岩品信明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額といたします。
5. 岩品信明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月15日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

平成19年6月19日開催の当社第18回定時株主総会におきまして、年額の取締役報酬とは別枠として、当社取締役に対する報酬として年額30百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、今回あらためて年額の取締役報酬とは別枠として、監査等委員以外である取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として年額30百万円となる範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認いただきたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く監査等委員以外の取締役の員数は、5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

1. 監査等委員以外の取締役に対し新株予約権を発行する理由

企業価値の一層の増大を図るため株主の皆様と株価を意識した経営を推進すること、また当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式10,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の数

100個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日以降、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② その他の行使の条件は、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を取締役会の決定する価額（無償を含む。）で取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

第8号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者
当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権の数

50個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日以降、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地

位にあることを要する。

- ② その他の行使の条件は、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を取締役会の決定する価額（無償を含む。）で取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

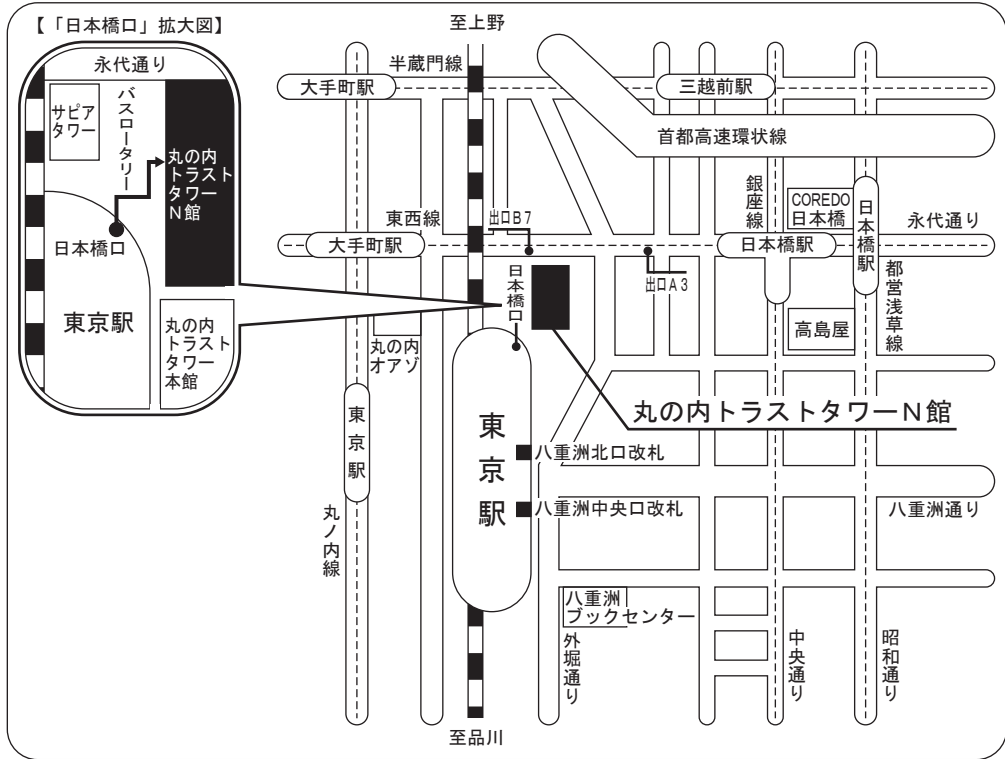
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
9階 会議室（低層階用エレベーターをご利用ください。）

電 話 (03)6212-2500

■ J R [東京駅] 日本橋口 徒歩1分

■ 地下鉄 [大手町駅] B7出口 徒歩2分

■ 地下鉄 [日本橋駅] A3出口 徒歩4分